

新潟県学校給食費負担軽減補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、学校給食費の負担軽減を通じた子育て支援に取り組む市町村への支援を行うため、新潟県内の市町村が小学校、義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部（以下「小学校等」という。）の設置者として学校給食費の負担軽減等を行う事業（以下「給食費負担軽減等事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「学校給食」とは、学校給食法第3条第1項に定める「学校給食」をいい、「学校給食費」とは、同法第11条第2項に定める「学校給食費」をいう。

(交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、給食費負担軽減等事業を実施する市町村（市町村の組合を含む。）（以下「補助金事業者」という。）とする。

(交付の対象経費等)

第4条 給食費負担軽減等事業を実施するために必要な経費のうち、交付の対象として認める経費（以下「交付対象経費」という。）について交付する。
2 事業の内容、交付対象経費及び補助金の額は別表のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとするときは、交付申請書（別紙様式第1）を提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付の決定をしたときは、交付決定通知書（別紙様式第2）によりその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 前条の通知を受けた者は、補助金の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

2 前項の取下げをしようとするときは、交付申請取下げ書を提出しなければならない。

(経費の効率的使用等)

第8条 補助金事業者は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(事業の変更)

第9条 補助金事業者が、事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、変更交付申請書(別紙様式第3)を提出し、その承認を得なければならない。ただし、事業の目的を変えないで、補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、目的の達成をより効率的にする軽微な変更についてはこの限りではない。

2 前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を附すことがある。

(事業の中止又は廃止)

第10条 補助金事業者は、事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに中止(廃止)承認申請書(別紙様式第4)を提出し、その承認を得なければならない。

(事業遅延の届出)

第11条 補助金事業者は、事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事業遅延届(別紙様式第5)を提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告及び調査)

第12条 必要があると認めるときは、補助金事業者に対し、事業の状況に関する報告を求め、又はその状況を調査することができる。

(実績報告書)

第 13 条 補助金事業者は、事業が完了した場合又は事業の廃止の承認があった場合には、事業の完了した日若しくは事業の廃止の承認があった日から 1 か月を経過した日又は交付決定を受けた年度の別に定める期日のいずれか早い日までに実績報告書（別紙様式第 6）を提出しなければならない。

2 前項の場合において、実績報告書の提出期限について別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。

（補助金の額の確定）

第 14 条 前条第 1 項（同条第 2 項において準ずる場合を含む。）の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金事業者に通知するものとする。

2 補助金事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の支払）

第 15 条 必要があると認められる場合は、補助金の全部又は一部について概算払することができる。

（交付決定の取消し等）

第 16 条 第 10 条の事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号の一に該当する場合には、第 6 条第 1 項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助金事業者が、法令、本要綱、補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件又は法令若しくは本要綱に基づく処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助金事業者が、補助金を事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助金事業者が、事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 前項の規定により第6条第1項の交付の決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 第1項第1号から第3号までの理由により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第14条第3項の規定を準用する。

(補助金の経理)

第17条 補助金事業者は、事業の経理について、事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を帳簿によって明らかにしておくとともに、当該帳簿及び収支に関する証拠書類を事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第18条 前条までに定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は令和8年4月1日から施行する。

別表

事業の内容	交付対象経費	補助金の額
<p>(1) 学校給食に係る食材費を支援し、児童の保護者の学校給食費に係る負担軽減を図る事業</p> <p>(2) 学校給食実施校における非喫食者（主としてやむを得ない事情により、恒常的に学校給食を喫食しない者をいう。）に対する金銭給付その他の給付を実施する事業</p>	<p>(1) 会計年度内における小学校等における学校給食に係る食材費</p> <p>(2) 非喫食者に対する給付に係る事業に要する経費として公立の小学校等の設置者が負担する費用のうち、別途定める児童1人当たりの基準額までの食材費の額に相当するものと認められる給付に係るもの</p> <p>ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助の対象者、学校給食法第12条第2項による要保護児童生徒援助費補助金の対象者又は特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）による特別支援教育就学奨励費負担金の対象者である場合は、別途定めるところに従い、当該対象者に係る経費は交付対象経費から除く。</p>	<p>左に定める交付対象経費とする。</p> <p>ただし、学校給食の区分に応じ、別途定める児童1人当たりの基準額の範囲内で補助金事業者が申請した額に、対象となる学校の在籍児童数及び11を乗じた額の合計額</p>